

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	神奈川県スポーツ推進条例				
条 例 番 号	平成29年神奈川県条例第3号	法 規 集	第4編第1章の2第1節		
所 管 室 課	スポーツ局スポーツ課				
条 例 の 概 要	スポーツの推進について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる社会の実現は、県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に向けて、引き続き必要性が高い。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる社会の実現に向けて、本条例に掲げる各施策を実施することにより、スポーツの推進を図っている。</p> <p>また、本条例第5条に基づき神奈川県スポーツ推進計画を策定し、施策の具体的な内容や数値目標を定めて効果的に推進しており、有効に機能している。</p> <p>なお、新たな課題となっている部活動の地域移行については、本条例第7条、第8条、第10条及び第11条に掲げる施策として位置付けられるものであり、現在検討中の神奈川県スポーツ推進計画見直しに反映してしっかりと取り組んでいく。</p>			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>本条例第5条に基づき神奈川県スポーツ推進計画を定め、神奈川県スポーツ推進審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。</p> <p>また、当該計画に沿った施策の実施結果について、総合評価や神奈川県スポーツ推進審議会による審議を行っており、効率的に推進している。</p>			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」のプロジェクト16「スポーツ」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	スポーツ基本法の趣旨に沿っており、憲法や法令に違反しない。			
	その他				

見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられ ず、現時点では改正・廃止の必要性はな い。
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	